

霧島市公立学校等あり方検討委員会設置規程

霧島市教育委員会訓令第5号

平成27年 7月23日

(設置)

第1条 霧島市公立学校等の教育効果を上げるための教育形態や規模の今後のあり方について、その方針を検討するため、霧島市公立学校等あり方検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 霧島市立小・中学校の教育効果を上げるための教育形態の見直し及び規模適正化に関すること。
- (2) 公立幼稚園の今後のあり方に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、知見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員会に必要に応じ部会を置くことができる。
- 4 委員会及び部会には、参考人として関係者を呼び意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長、各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は平成27年7月23日から施行する。